

第四部

六〇六

第一回 参議院司法委員会會議錄第四十三号

住託事件

○農業資産相続特例法案(内閣提出)

○経済警察官の臨検検査等に関する法律案(内閣提出)

○国立療養所果生樂泉園獄死事件に関する陳情(第四百八十四号)

○青少年保護事業團體救済に関する陳情(第四百五十五号)

○戸籍法を改正する法律案(内閣提出)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○家事審判法施行法案(内閣提出)

○民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

昭和二十二年十一月二十七日(木曜日)午前十時五十三分開会

本日の會議に付した事件

○国立療養所果生樂泉園獄死事件に関する陳情(第四百八十四号)

○青少年保護事業團體救済に関する陳情(第四百五十五号)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

○民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案

○委員長(伊藤修君) それではこれより司法委員会を開会いたします。速記の都合がありますから順序を変更いたします。陳情二件が付託になつておりますからこれを先に御審議願いたいと思ひます。陳情の第四百八十四号、国立療養所果生樂泉園獄死事件に関する陳情、これを議題に供します。

○委員長(伊藤修君) それではこれより司法委員会を開会いたします。速記の都合がありますから順序を変更いたします。陳情二件が付託になつておりますからこれを先に御審議願いたいと思ひます。陳情の第四百八十四号、国立療養所果生樂泉園獄死事件に関する陳情、これを議題に供します。

○委員長(伊藤修君) それではこれより司法委員会を開会いたします。速記の都合がありますから順序を変更いたします。陳情二件が付託になつておりますからこれを先に御審議願いたいと思ひます。陳情の第四百八十四号、国立療養所果生樂泉園獄死事件に関する陳情、これを議題に供します。

○委員長(伊藤修君) それではこれより司法委員会を開会いたします。速記の都合がありますから順序を変更いたします。陳情二件が付託になつておりますからこれを先に御審議願いたいと思ひます。陳情の第四百八十四号、国立療養所果生樂泉園獄死事件に関する陳情、これを議題に供します。

委員からお伺ひいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは命により私から御説明申し上げます。国立療養所果生樂泉園というのは草津にある国立の療養所です。そこに残虐行為が行われたというので、その中に怯えた鹿兒島縣の鹿屋市というところにあります。国立療養所星嶽敬愛園の患者代表として金丸正男外九名から陳情が出たものであります。

「国立療養所果生樂泉園の惨酷極まる獄死事件の真相が同園患者一同の名において天下に公表されたのであります。が、法治國においてかくのごとき非人道極まる幾多の惨虐行為が長年月にわたる隠密に付され、暗々裡に繰り返されてきたことは誠に遺憾千万に耐えない次第であります我等は同じ宿命に繋る病者としてこの事件を看過すること能わずここに決然起つて事件の真相を糾明しその責任を飽くまでも追及せんとするものであります。かくのごとき暗黒樂園の管理者こそは正しく人道の敵であり救済事業の敵であると申さねばなりません。檢察廳當局においてはすでに該事件の重大性に鑑み、真相糾明に乗りだしていられることと信じておりますが、正義と人道の二大基盤の上に立つ新憲法の精神に基いて峻厳且公正なる調査と裁判が行われましますように切に御懇願申し上げます次第であります。」

ということが書いてあります。曾つて新聞にも報道せられたところでありまして、これを厚生省の方に聞いて見

ました、ところが、その療養所の或る有力な一人の職員が少しやり過ぎたので患者の反感を買つた。そこへ持つて来て、本年八月十一日群馬縣で参議院の補欠選挙が行われたときに、共産党の候補者の演説会に構内の公会堂が貸與せられた、その機会に共産党の連中が患者などの座談会に出席して、その患者が療養園に対する不満を述べ、共産党が大いにこれを支持して結局こういう暴亂騒ぎが取られたのだというふうな厚生省の弁解でありました。厚生省としてはその問題になつた職員二名、園長と合計三名を休職にいたしました。それからその收容者から出ておりました要求の中、生活保護法による生活補助金一人一月二百円を支給しろというのは七十四まで認め、それから作業賞金の倍額値上げ、これは全部認めた、半強制労働の廃止、これも認めた、会計の公開、これは認めなかつた、患者、職員各半教を以て組織する運営協議会の設置、これも認めなかつた、衣食住の最低限の保障、これは認めた、というふうな結論になつております。そうして厚生省としては事は一段落したのだと申してお

ります。その問題の獄死というものは、厚生省の言い分では、特別病室において昭和十四年以降現在までの收容者九十二名中、十六名が死亡したものであつて、尚その中、終戦後の死者は僅かに二名で、その他は全部終戦前の病死である。その死因は、肺炎が三人、結核が二人、腎臓が三人、その他病氣の

原因明瞭でない者が六人、神経衰弱が一人、心臓麻痺が一人ということになつております。この神経衰弱の一人と、心臓麻痺の一人がどうも凍死の疑いがあるのではないかというふうにも言つております。それらに関連しまして、療養園の園長それから職員が二人、目下警察に告訴せられて、事件は前橋の檢察廳で取調べ中ということに相成つております。尚この問題は参議院の厚生委員会でも可なり大きく取上げられて、衆議院の厚生委員会からは、厚生委員の武蔵野十郎さん外二名の方が親しく九月の二十日に出発いたしました。四日間を費して現地で調査をしておられます。その報告が九月二十六日の衆議院の厚生委員会で行われまして、厚生委員会の會議録第十七号に掲載されております。これによりまして、先程厚生省の報告を申し上げますが、それは大分隔りがあるように思ひますが、このいわゆる特別室、特別病室というのは、誠にこの世の中には珍しい構造で、中世的な本當に牢獄という感じのするところである。恰もフランス革命當時のバスティール監獄を思ひしめるようなもので、これを設計した責任者の責任も追及するといふところまで言われております。そうしてここに入れられる者は、癪患者で犯罪を犯したというふうな者が入れられることになつておられるのだそうですが、その投獄の理由等も誠にでたらめで、一人について一行ぐらゐる簡単な理由が書いてあるだけで、そうして長いのは五

百三十三日その中に入れられておつた者がある。或いはその者になん等罪咎もない妻君も、三百九十日も入れられておつたというふうなことが報告されております。後程速記録によつて御覽を願ひたいと思ひますが、問題は前橋の檢察廳で、目下その告訴事件について取調中ということになつておりますので、早晩なん等かの結末を見ることと思ひます。一應報告いたして置きます。

○委員長(伊藤修君) これに対する政府の御意見を伺ひます。

○政府委員(奥野健一君) 陳情の御趣旨は了承いたしました。この事件につきましては、所轄前橋地方檢察廳に對しましてすでに告訴も提起されておりました。同檢察廳におきましては、十分慎重且公正に調査を行うはずでありまして、すでにその調査を開始いたしております。調査の結果は勿論予想することばできませんが、若し犯罪を構成すべき所爲を認めました場合には、法に照らし、諸般の事情を考慮して、厳正に処理するよう取計したいと思ひております。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修君) 只今専門調査員の報告並びに政府の御意見通り、この陳情に対するところの取扱いにつきましては、それ／＼各官廳において事件が進行しておる次第でありますから、当委員会といたしましては、改めてこれを會議に付することを要しないと存じます。如何でございますか。

○委員長(伊藤修吉) それでは御異議のないものと認めまして、會議に付することを要しないものと決定いたしました。

○委員長(伊藤修吉) 議事進行について。少くともこの請願は、委員の者だけに請願の趣旨を書いて、趣旨だけ配って頂くわけには参りませんか。

○委員長(伊藤修吉) 外の方はやっていないらしいですが、特に委員部に要求いたしましたして、請願の文書は全文写さして、事前に廻すように……。それは御承知の通り陳情の文書表ができておるので……。

○委員長(伊藤修吉) あれは要点だけで……。

○委員長(伊藤修吉) 要点だけだから甚だ不満足と思いますが、あれを以て現在まで代えておる次第ですが。

○委員長(伊藤修吉) 委員の者が陳情の趣旨も知らなくて、甚だどうも答弁に困る場合が往々にしてありますから、少くとも委員だけに……。

○委員長(伊藤修吉) むしろ陳情文書表の要旨をもう少し長くさせることがいいと思うのですがね。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修吉) 速記を始めて下さい。次に陳情第五百五号、青少年保護事業團體救済に関する陳情、これを議題に供します。先ず専門調査員の調査の結果を御報告申し上げます。

○専門調査員(奥野健一) 本陳情は、全日本少年保護事業聯盟の聯盟理事会の決議に基づきまして提出されたものであります。内容の要旨は、結局少年裁判所から少年保護の規定に基づいて、犯罪を犯した少年又は犯罪を犯す虞のある少年を保護処分として委託

される、その民間の司法保護事業團體の運営について、從來は何とか賄つて来たのであるが、戦災のために建物が焼けてその補給ができない、或いは物價が非常に昂騰したために、一人につき一日三円の委託費では何ともしようがない、從來は篤志家の寄附というところであつたのであるが、この頃ではそれも到底、望めないような現状である。又收容少年に対しては、生活保護法の適用をなし得る途も開かれておるのであるが、その手續が非常に煩雜なばかりでなく、これを適用することが当該地方町村の財政に非常に影響を及ぼすためか、どうもその決定権を握つておる市町村においてこれを円滑に取扱つてくれない、それが完全に適用になれば一ヶ月二百円ぐらいの補助があるのですが、なか／＼適用してくれないために、その方面にも多くの期待を持つことができない、かような状態では段々お預かりすることを返上するよりしよるがない、就いてはその壊れた施設の復旧をするために、資材の優先配給を受けるように配慮して欲しいというところ、それから委託補助費をも少し大幅に増加して欲しいという陳情であります。当局に聴きますと、これは全面的に司法省の保護課、その他の当局としても痛感しておるところで、年來この点について猛烈な運動をやつておるようですが、財政当局との折合がなか／＼うまく行かない、そしてこの種の陳情は毎年毎議會議決されて行われておるものでありますけれども、なか／＼その実現を見ないという実情がさうであります。

○委員長(伊藤修吉) 速記を始めて下さい。次に陳情第五百五号、青少年保護事業團體救済に関する陳情、これを議題に供します。先ず専門調査員の調査の結果を御報告申し上げます。

○委員長(伊藤修吉) これに對しまして政府委員の御意見を伺ひたいいたします。

○政府委員(奥野健一) 少年裁判所が保護團體に少年を委託した場合に、國庫からその補助金が出るのでありますが、現在におきましては少年一人に付一日三円でありまして、この金額は現下の物價事情の下では僅少に過ぎますので、司法省といたしましては、本年八月以降この委託補助費の大幅増額を以て、鋭意大蔵省當局と折衝中でありまして、速からず何等かの決定を見るはずであります。

○委員長(伊藤修吉) 次の施設費特別助成の点であります。保護團體に對する施設費特別助成は、少年の処遇改善のためにも、その必要を痛感いたしておりますのでありますが、司法省所管の保護團體に對する補助金の予算は、昨昭和二十一年度以降その増額について努力しているに拘わらず、尙十分とは申し難く、多くの保護團體が経済困難の状況にある現在におきまして、團體の経営維持に對する補助に重点を置いて、補助金の大半をこれに割がなければならぬ実情であります。仍つて施設の改善についての國庫補助金支出の問題は、今後適當な方法によりましてその具体化を図りたいという考であります。

○委員長(伊藤修吉) ちよつと政府委員にお尋ねいたしますが、只今その補助金についての折衝が近く具体化するということでありまして、それはどの程度まで進んだんですか、又どのくらいの大増支給ができるというお見込みであるか、それから尙近く施設保護事業が実施になるということでありまして、これは全部廃止になるのであるか、或いは中には堅実なものであるか、或いは中には堅実なものがあるかどうか。あるとするならばそれはどのくらいあるかということをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(奥野健一) 御質問の点につきましては、後刻所管の者から責任ある答弁をいたすことにいたします。

○委員長(伊藤修吉) その点も後刻所管の者から責任ある答弁をいたすことにいたします。

○委員長(伊藤修吉) 承知いたしました。

○委員長(伊藤修吉) そなたいたしました陳情の結末は答弁を聞いてからにいたしますか。

○委員長(伊藤修吉) 答弁を聞いてからでもよろしいでございます。

○委員長(伊藤修吉) これは如何取計らいますか。

○委員長(伊藤修吉) これは是非本會議にかけて貰ひたいと思ひます。

○大野幸一君 この間の予算委員會における政府委員のお話では四十円というところになっておるのですがこの程度なら補助金としては最もいいと思ひます。その他の点に關しては今直ちにこの陳情の趣旨からして本會議に上すべきものでないと思ひますが、皆さんの御意見を伺ひたいと思ひます。

○委員長(伊藤修吉) それは是非やはり陳情の趣旨を貫く上におきましては現実にその点が本當に不足しておつて正に願

現下のある少年を保護処分として委託

の一方に、昭和二十四年の三月三十一日

現下の物價事情の下では僅少に過ぎま

す。

その点が本當に不足しておつて正に崩

潰しようにしてあるのでありますから、
旁々折角出されたことではあり当
局に対する考慮の参考にもなります
から、是非一つ送つて頂きたいと思
います。

○委員(伊藤修吉) ちよつと速記を
止めて……

(速記中止)

○委員(伊藤修吉) 速記開始。それ
ではこの陳情につきましては會議に付
するものと決定し、且内閣に送付すべ
きものと決定して御異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員(伊藤修吉) それではさよう
決定することにいたします。

次に民法の改正に伴う関係法律の整
理に関する法律案を議題に供します。
内容の説明を政府委員からお伺いす
ることにいたします。

○政府委員(奥野健一君) これは極め
て技術的な問題でありまして、結局民
法におきまして、家或いは戸主、家族
といったような制度がなくなりました
ので、他の法律でさういふ戸主、家族
というようなものがあるのを削除した
し、また、或いは他の法律で民法何
條何條と親族、相続等にある條文を引
用してある條文の数が狂つて参りました
ので、それを整理いたしますとか、
さういつたような極めて大體におきま
して、技術的な整理に過ぎないのであ
ります。ただこゝでちよつと申上げて
御留意をお願いしたいと思ひますの
は、農業資産相続の特例法は大體來年
の一月以前に施行されるという予定
で、古い民法の條文及び民法の應急措
置法に関する法律等の中に引いており
ますが、その農業資産特例法のその部

分をやはりこの整理法で新しく一月
一日以降例え裁判所とあるのを家事
審判所とか、さういつたようなその條
文の数の整理をいたしておるわけであ
ります。この点がまだ農業資産特例法
が実施になりませんので、どういふよ
うにいたしますか、特に御協議をお願
いしたいと思ひます。

○委員(伊藤修吉) この法案に対す
るところの御質疑がありましたらどう
ぞ……

○松村真一郎君 第十九條の「農業資
産相続特例法の一部を次のように改正
する」というのは、すでに法律が成立
した形になつておるので、法律は
できていない中からこれを書くといふ
ことは適當でないと思ひますし、農業
資産相続法の中で合せて書けばよろし
いことであるから、その法律がで
きておらんのかから十九條は削除した
方がよいと思ひます。

○委員(伊藤修吉) 御参考までに申
上げておきますが、衆議院の方ではこ
れをこのまま通して寄越すから、参議
院の方において農業資産相続特例法が
通る通らんによつて決定して貰いた
い、かういふ申出があつたのです。御
参考までに申上げておきます。

○松村真一郎君 一應これは削つてお
いた方がよいと思ひます。さうでない
と農業資産相続特例法自身がまだ問題
になつておる。できていない法律を書
くといふのは順序としても適當でない
と思ひます。これは初めから明瞭に削
除してかかる。片方でちゃんと削除す
ることができるとすから、農業資産
特例法の中の文字をさういふように改
めて行けばよいのじやないか。私はこ
れは明瞭に削除してあつてよいと思ひ

ます。何故かと申しますと、ここに書
いてあるのはすべて現行法を書いてお
る。今提案中であつて分らないのを書
くといふことは、いづれにしても立法
の方法を誤つておると思ひますから、
これは削るべきものと思ひます。

○委員(伊藤修吉) 他に御質疑はあ
りませんか。

○丸九義雄君 法案の第二十三條、第
二十四條の未成年者の飲酒禁止法の点
部改正案と未成年者の喫煙禁止法の点
について一應政府委員の詳細な改正要
点の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(奥野健一君) 民法により
まして、未成年者といふことも婚姻いた
しますと成年に達したとみなすといふ
ふうに改正されたので、他の法律
において未成年者といふふうに使つて
おる場合に、果してその場合に二十歳
未満の者でも婚姻した場合にその適用
を受けなくなるかどうかといふことが
疑問になるのであります。併しながら
未成年者の禁酒或いは禁煙といふよう
な問題は体の、生理的な関係で禁止す
るのが眼目でありまして、民法におき
ましては、法律行為その他をなすにつ
いて、親権或いは後見等の適用を受け
ないで、夫婦が一体となつて法律行為
をやる場合には社会的に見ても一人前
と見てよろしいといふことで、婚姻者
は未成年者といふことも独立して、能力
者として法律行為ができるというに止
めて、要するに民法、商法、さういつ
たような司法法律行為の関係において
成年者とみなすのであります。さうい
つたような禁酒、禁煙といふような点
についてまでも、さういふふうな成年
者とみなすことはないでありますか
ら、やはりこれは本來の未成年者とい

ふ意味は、この法律におきましては、
満二十歳に達しない者という趣旨であ
らうと考えますので、これは厚生當局
と協議の上、未成年者といふものを満
二十歳に達しない者といふふうに変更
なわけでありませう。

○丸九義雄君 この第二十七條を見ま
すと、沢山の規定がありますが、その
規定中で「戸主家族」といふのを二十
七條で削ることになつております。二
十六條に又この阿片法第十二條の三、
輸出入植物取締法第十五條、この規定
中に「戸主家族」といふものを削るこ
とになつたならば、何故阿片法と輸出
入植物取締法だけを殊更に二十七條か
ら削つたかといふ、特別な理由はある
のですか。

○政府委員(奥野健一君) これはこの
「戸主家族」といふ場合と「戸主家
族」と一緒になつて、「の」ない場合
とあるのであります。

○丸九義雄君 分りました。それから
伺いますが、この未成年、成年とい
ふについては、民法の方にはなかつた
のですか。

○政府委員(奥野健一君) あります。
民法の三條に「満二十年ヲ以テ成年ト
ス」と決つております。

○丸九義雄君 さうすると未成年者の
と、特にここに書かなければならんと
いうのは、婚姻して成年といふものが
なくなるわけじやなくして、やはり能
力だけが民法での枠から外されるので
あつて、成年、未成年の問題は依然と
して残るわけじやないか。

○政府委員(奥野健一君) 要するに、
この法律の趣旨は、満二十歳に達しな
い者に禁酒、禁煙をさせようといふ趣
旨にあるのですから、普通ならば未成
年者と言へば、満二十歳以下の者を謂
うことになりませうが、今民法の改正
によりまして、未成年者といふことも
婚姻すれば成年に達した者とみなす
といふふうになりましたから、その適用
を受けるのか受けないのか不明になる
ので、むしろ年齢で抑えた方がはつき
りするといふ趣旨です。

○丸九義雄君 さうすると、この二十
三條にありますが未成年者飲酒禁止法の
「第一條第一項及び第三項並びに第二
條中」といふところがあり、第一條の第
二項がここに脱けておるのですが、二
項をなぜ抜いたかといふこと、それか
ら第二十四條中に、第三條をどうして
抜いたか、この二つです。

○政府委員(奥野健一君) それはさう
いふふうになつております。未成年者
ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ
喫煙ヲ禁止セサルキハ云々といふ
ことになつておりました。飲酒禁止法
におきまして「未成年者ニ對シテ親
權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監
督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルト
キハ之ヲ禁止スヘシ」といふことにな
つておるのであります。これはそのま
まになつております。ただ未成年者
が婚姻をいたしました、この場合には
成年とみなされて、親権者或いは後見
人がなくなりますので、その場合は、
いわゆる實質上の既婚の未成年者とい
う者に対する親権者とか或いは監督権
者がなくなりますので、これは結局に
おいて未成年者といふ者に対しては

はり親権者があり、後見人があるわけでありまして、これをそのまま存置して置いてこれはいかという事になつております。

○委員(伊藤修) 他に御質疑ありませんか。では本案はこの程度にいたしまして、質疑は後日に継続いたしますことにいたします。

次に訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案、この法案に對しまして政府委員の内容説明をお願いいたします。

○政府委員(國野健一君) 訴訟費用等臨時措置法という法律がございます。これは民事、刑事の訴訟費用、及び執行吏の手数料等についてのこれは元來は民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法、執行吏手数料規則という法律で各々決つておるのでありますが、戦時中諸物價の暴騰の結果、特に臨時的の措置として、訴訟費用等臨時措置法というのを設けましてこれが増額をいたしておるのであります。

ところがその後昨年の九月に、やはりこの訴訟費用等の増額をお願いして現在増額いたされておるのであります。が、その当時と更に又一年後の現在と比較いたしますと、物價指數等によりまして大体約三倍に暴騰いたしておるのであります。それで民事、刑事の証人、或いは旅費、日当、宿泊料というようなものが非常に現在では物價と比較いたしまして低廉に失つておるのであります。又執行吏のいろ／＼な手数料、いわゆる裁量、差押え等に関する手数料も極めて少額でありますので、又物價に應じて大体三倍程度の増額をお願いしたいというために本案を提出いたしました次第であります。

そうしてその内容を申し上げますと、この條文だけを見ると如何にも分りにくいのでありますが、お手許に差上げておるかと思いますが、第一條につきましては、執行吏とあるのを執行吏というふうに裁判所法で改めたのでそれを改めたのであります。ただここでちよつと御留意を願いますことは、執行吏はすべて執行吏と改めましたが、執行吏手数料規則という法律までは當然に變つてないで解釈せざるを得ませんので、第四條のところで執行吏手数料規則というのをそのままにいたしておるのであります。この点がちよつとおかしいようではあります、やはり執行吏手数料規則というものがそのまゝの名称として残つて、他で執行吏が執行吏と變つたといつて、その法律の名称まで變らないといふのであります。で、甚だ不揃ひであります、執行吏手数料規則というものをそのままにしております。一條はそれだけの改正であります。

第二條は民事訴訟費用法のいわゆる書類とか或いは圖面の書記料、謄訳料等の増額であります。大体現行の二・五倍に引上げたのであります。これは物價指數を標準として二・五倍引上げたのであります。それで今までは「百分ノ九百ヲ増加ス」といふふうな立て方になつておりましたが、今度二・五倍引上げるのをさういふふうな例で書きますと百分の二千九百を増加するということになりますので、余り体裁が悪いので今度書き替へまして「二十五倍ニ相当スル額トス」といふふうに分り易く書いたわけでありまして、要するに現行の二・五倍を引上げたにすぎないわけでありまして。

それから第三條であります。これは民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法とも當事者証人の日当であります。從來十五円でありましたのを四十五円に上げたわけでありまして、この十五円を四十五円に上げた理由は、從來十五円以内というのは大体三級官の官廳職員の日当に相当しておつたのであります。が、三級官の日当が本年の七月七日以降四十円に改まつたのであります。これは昭和二十二年總理廳令第二十一号というのでさういふふうに改まつたのであります。この改まつた額は大蔵省の給與局において關係方面の了解の下に、合理的な根拠のあるものといふふうに考えられますので、物價指數をも考慮いたしまして、當事者及び証人の日当も最高四十円、現行の約二・七倍に當面するものであります。四十円といふふうな引上げたのであります。

それから次の民事訴訟費用法第十一條と刑事訴訟費用法第三條の日当と申しますのは、これは鑑定人、通事、鑑定者、説明者の日当の増額であります。これは從來親任官の日当が三十円の時代から四十五円になつておつたのであります。ところがこのたび官廳職員の中で大臣、政務官、次官といふような特別の職にある者の日当は、現在最高八十円まで増額いたしましたので、これを現行及び物價指數をも考慮いたしまして最高百二十円、從來の約二・七倍を引上げることとしたのであります。

それから次の民事訴訟法十二條、刑事訴訟法五條の當事者、証人、鑑定人、通事及び鑑定書の説明者の宿泊料であります。これは現行法の下では一日最高四十円であつたのであります。この四十円というのは大体官廳職員の二級官の止宿料が四十円から五十円といふふうになつており、三級官の止宿料は三十円から三十五円といふふうになつておる、その中間に相當いたしておつたのであります。ところが官廳職員の止宿料は、やはり本年七月七日以降六大都市、いわゆる甲地といいますが、六大都市におきましては二百円、それから乙地、その他の地では百五十円といふふうになりました。これもやはり大蔵省の給與局で最小限度の必要費を基礎として、關係方面の了解の下に決めた合理的なものであるといふふうに考えますので、この當事者、証人等の止宿料の額も、物價指數を基準とし、ないで、これと同額の百五十円、二百円といふふうにいたしましたのであります。

次の民事訴訟費用法十三條、刑事訴訟費用法四條の旅費、これは鉄道或いは汽船を通じないものについては、現在一里毎に三円以内といふことになつておるのであります。これは大体官廳職員、二級官の車馬賃と三級官の車馬賃の中間に相當いたしておつたのであります。これもやはり今年の七月七日以降官廳職員の車馬賃は原則として一キロにつき二円以内といふことに改正いたされたのであります。物價指數或いは都電の電車賃等も考慮いたしまして、當事者、証人等の旅費の額も、一里につき八円、要するに一キロ二円の割合に引上げたのであります。尚予審判事というものがなくなりましたので、この際予審判事という文字を削り、又受託判事というの、裁判所法の關係から受託裁判官といふふうに整理いたしましたのであります。次の四條、これ

は執行吏の手数料であります。これは先ず第一に書類の送達の手数料が五十三銭とあるのをこれを上げて、要するに現在では五十三銭を増加することに、一通につき六十銭が現行になつておるわけでありまして、これを五倍引上げたのであります。これは大体三倍程度の増額をするのに、五倍に引上げましたことは増加率が高いようではあります。これは送達の場合の送達報告用紙を調製して印刷する費用は、すべて執行吏が自らこれを負担しておるのであります。その費用とそれから送達距離が執行吏役場から一里以内のときは旅費は受けないことになつております。これは執行吏規則の第十八であります。が、さういふ場合が非常に多いので、非常に氣の毒であるといふのと、又若し執行吏を使わないで郵便で送達をする場合には、距離の如何に拘わらず書留郵便によるの外特別取扱料として十円を要するのであります。

これとの比較、又執行吏は非常に今収入がなくて困つておるのであります。で、執行吏の取扱件数の中で大体この書類の送達といふものが六割以上を占めておるので、これを増加いたしました。と、執行吏の収入に大きく影響して来るといふような諸点を考慮いたしまして、送達手数料を六十銭から三円に上げたわけでありまして、それから執行吏手数料規則の十四條は、これは書類の謄本、供託の届書、或いは第三債務者の爲す陳述の筆記の書記料等でありまして、これは現行法の下では半紙半枚、十二行二十字で五十銭でありまして、これを物價指數を考えまして、三倍に引上げたわけでありまして、次の十五條の手数料と申しますのは、これは

は執行吏の手数料であります。これは先ず第一に書類の送達の手数料が五十三銭とあるのをこれを上げて、要するに現在では五十三銭を増加することに、一通につき六十銭が現行になつておるわけでありまして、これを五倍引上げたのであります。これは大体三倍程度の増額をするのに、五倍に引上げましたことは増加率が高いようではあります。これは送達の場合の送達報告用紙を調製して印刷する費用は、すべて執行吏が自らこれを負担しておるのであります。その費用とそれから送達距離が執行吏役場から一里以内のときは旅費は受けないことになつております。これは執行吏規則の第十八であります。が、さういふ場合が非常に多いので、非常に氣の毒であるといふのと、又若し執行吏を使わないで郵便で送達をする場合には、距離の如何に拘わらず書留郵便によるの外特別取扱料として十円を要するのであります。

いたした次第であります。

けであります。

高四十円であつたのであります。この

たしたのであります。次の四條、これ

五條の手数料と申しますのは、これは

告知、催告の手数料であります。これは現在では一円二十銭であるのをやはり三倍引上げたわけでありまして、次の執達規則第三條一項の手数料であります。これは有体動産の差押、仮差押に關する手数料であります。これは執行すべき債権額の多寡に應じて決められておまして、現行法では債権額を一万円以下六段階に分けてあります。この分け方は現在の取引の事情からこれを見ますと、余り細かに過ぎまして、現在の大部分を占めてはいる債権額が一万円を超えている場合に、余り細かに過ぎますのと、それから現在大部分を占めております債権額が一万円以上超える場合に、適当な段階がないことになつておりますので、その手数料の算定に適正を欠く憾みがありまして、これを五万円以下として六段階に分けて、各段階について適当な手数料を決めたのであります。理論上申しますと、物價が昂騰するに伴ひまして、その執行すべき債権額も自然上昇して参りますので、別にこの手数料を上げる必要もない。自然に債権額が上つて来るから、手数料が上つて来るではないかといふことも考えられるのであります。それは十分であります。今回はその債権額をどういふふうに変更したのと、それから手数料を大体最高は三倍、平均して一・五倍、一倍半だけ手数料を割合から見ると上げるといふことにいたしましたのであります。これは一律に三倍ではなく、大体一・五倍であります。その次の執達吏手数料規則の九條の手数料と申しますのは、これは動産、不動産及び船舶の競賣の手数料であります。この手数料はやはり競賣金額の多寡に應じまし

て定められておるのであります。現行法ではこの競賣金を一万円以下六段階に分けてありますが、今言つたのと同じような理由から五万円以下は六段階に分けて、各段階に適當な手数料を決めることにいたしましたのであります。それから次の執達吏手数料規則十七條の日当と申しますのは、証人、鑑定人の日当であります。これは執達吏の執行行為をする際の立会証人に支給する日当であります。これは現在六円でありまして、これを現在六円に上げて、或いは又競賣の場合の鑑定人に支給する日当、これは現行法では十五円以内であるのを三倍に上げた次第であります。

大の執達吏手数料規則の十八條の止宿料と申しますのは執行吏が役場又は出張所から一里以上の土地に至つて職務を行う場合の旅費であります。現行法の下では一里毎に三円以内といふことになつております。又止宿料は一泊について三十円以内とあるのを民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法の証人の止宿料及び鉄道汽船を通ずる水路以外の旅費におけると同様官廳職員の場合に倣ひまして、旅費は一里毎に八円以内、六大都市は二百円以内その他の所では百五十円以内といふふうに変更したのであります。それからその他の執達吏手数料規則で定められておるその他の手数料立替金といふのがありますが、これはいろいろ細かい場合を規定してありますが、大体におきまして現行法の三倍に上げた次第であります。最後の第五條におきましては執達吏が一年以内に収入した手数料が一定の額に満たないときは國庫からその不足額を支給することになつております。のそ

一定額といふのは勅令で決めておまして、現在六千円であります。六千円に満たない場合にはそれに達するまで國庫で補助することになつておるのであります。この額につきましても大体從來一ヶ月五百円といふ時代のものであります。この点はやはり大蔵省と折衝いたしましてこれを増額することにしたといふ考へております。現在六千円以下の収入しかない者は執達吏の中の大半であります。執達吏は現在二百人くらいおるのであります。その中で百七十何人かは月五百円以下の収入しかありませんので、國庫から不足額を支給されておるという状態であるのであります。

も「官」といふ言葉は適當でないといふ法制局辺りの意見もありましたので、止むを得ず執行吏とやつたので、執行吏といふこともよいかと思つたのであります。現在裁判所法で執行吏といふふうに変更しておりますので、取敢ず執行吏と入れたわけでありまして、それから第二の福岡市を入れるといふことは、大体先程申しましたように、官廳職員の例に従つたので、それには福岡市は入つていないので、東京、京都、大阪、名古屋、神戸、横浜といふふうになつておりますので、これには入れなかつたのであります。

が、實際支給する額を決めるのはどういふふうにして決めるのですか。それからもう一つ、第五條の一年間の収入が、つまり手数料が現在六千円という標準であるが、今大蔵省と折衝中ですが、司法省としてはどのくらいをお考えになつておられますか。

○政府委員(奥野健一君) その具体的な旅費、或いは日当とか、そういうふうなものにつきましては、その都度裁判所が決めております。それから執行吏に對する國庫の補助であります。現在大任官の六号俸、当時の判任官の六号俸、月額七十五円の標準で、それが今度切替へになりました。新俸給でも五号俸、四百二十円、月四百二十円といふ俸給に切替へておりますので、大体をうける線を勘案いたしまして、それに暫定加給とか、或いは勤務地手当、家族手当等が加わりますから、大体それは一ヶ月千七百三十七円になります。

○水久保善作君 この執行吏とこれをお改めになるのは、執達吏といふ名前が長い間続いて来たのであります。この名前が聞かぬが悪いといふような考へからこつていふふうにお直しになつたのだと思つております。それに私は執行吏といふことにするならば、やはりこれは執行員といふふうに変更した方がいい、こつていふ考へを持つています。それから第四條の特別区であります。それが「特別区」存ス地ル京都市、大阪市、名古屋、神戸市及横浜市ニ於テハ」とありますが、これに私は物價の高い福岡市もこれに加えて貰いたいといふ考へを持つております。

○政府委員(奥野健一君) そうすると裁判所法を直さなければならぬので、これはちよつとそれを直し切れなないのであります。

○政府委員(奥野健一君) 家族二人、年額二万一千円くらいになる見込であります。そういう標準で大蔵省と折衝を進めて行きたいと思つております。

○政府委員(奥野健一君) これは一應内閣所管の國內旅費の支給規程と、こつていふことになつておりましたが、それを大体その標準に従つて規定いたしましたのであります。特に福岡市を入れなければならぬといふ御意向であります。すれば、皆様の御意向によつて御修正下さることについては異議がありません。

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

○政府委員(奥野健一君) これは一應内閣所管の國內旅費の支給規程と、こつていふことになつておりましたが、それを大体その標準に従つて規定いたしましたのであります。特に福岡市を入れなければならぬといふ御意向であります。すれば、皆様の御意向によつて御修正下さることについては異議がありません。

○政府委員(奥野健一君) 家族二人、年額二万一千円くらいになる見込であります。そういう標準で大蔵省と折衝を進めて行きたいと思つております。

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

○政府委員(奥野健一君) 執達吏といふ名前が非常に執達吏は嫌ひまして、裁判所法の改正のときに実は執行官とも改めて貰いたいといふ要求がありまして、一應執行官といふふうにも考えましたのであります。が、「官」といふ本當の純粹に官吏ではなくて、やはり手数料制度になつておりますので、どう

れども大蔵省は現在の生活基準の一つの標準になつておる、官吏の千八百円基準というふうなもの、或いは團體經營者の經營による作業収益その他いろいろの点を勘案して、司法省の目標としてゐる額をそのまま受け入れることは困難のような意見も出ております。その金額はまだ現在のところどの辺に決まるか見当がついていないのであります。現在、現在の額に比べますと、相当大幅な増額を見るだらう、こういう見透しでございます。

次に施設保護團體の問題でございますが、これは法務廳設置法案の附則によつて、大体の線が立つて参つたのであります。不日この法案を御審議になります。問題にお分りのことと存じますが、問題になつてゐるのは少年保護團體、これはブライヴ・エイ・レ・ホーム・トリイを指すのであります。矯正保護の教育をする教育の特殊分野、これを指す、これを實施する機關については民間の施設のものに許さない。すべて公立でやらなければいけない、こういう線が附則によつて決めてあるようなことになります。で、この施設の少年保護團體というものは、現在の案では昭和二十四年三月末までに廃止しなければならぬことになつております。これに伴ひまして、従来少年保護團體でやつていた仕事を官公立の矯正收容保護施設と申しますと結局矯正院になります。この矯正院でやらなければならぬことになりますので、この短期間に收容を公立に切り換えるために、矯正院の施設の拡充ということも合せ考へていかなければならぬというふうな実情になつております。大体以上であります。

○委員長(伊藤修君) それでは本日はこれを以て終了します。

午後零時十六分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 大野 幸一君
齋 武雄君
中村 正雄君
水久保基作君
鬼丸 義齋君
前之園喜一郎君
岡部 常君
松村眞一郎君
阿竹齊次郎君
西田 天香君
泉 芳政君
奥野 健一君
池田 浩三君

専門調査員

政府委員

司法事務官
(民事局長)

説明員

司法事務官
(大臣官房保護課)